

事務連絡
令和2年7月30日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校給食の衛生管理の徹底等について（周知）

先般、学校給食において、児童生徒等3,000名以上にわたる集団食中毒事案が発生しました。

学校設置者からは、今回の事案は、学校給食で提供された海藻サラダの材料の内、海藻ミックスとワカメを前日水もどしし、加熱処理しなかったことが原因と推定されると報告を受けております。

また、今回の事案において、学校設置者は、委託により学校給食を実施しておりますが、学校給食については、調理等の委託を行う場合であっても、学校設置者において、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理を行う必要があります。

については、日頃より学校給食衛生管理基準に基づいた取組を行っていただいているところではございますが、学校給食について調理等の委託を行う場合においては、特に、下記の点に留意しつつ、学校給食における衛生管理の徹底をお願いします。

なお、夏季における学校給食実施に当たっては「夏季の学校給食施設における熱中症及び食中毒の予防について（周知）」（令和2年6月25日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）も併せて参照いただきますよう重ねてお願いします。

このことについて、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知を図るとともに、適切な対応が図られるよう配慮いただくようお願いいたします。

記

学校給食衛生管理基準においては、学校給食を実施する各学校設置者は、調理等の委託を行う場合も含め、自らの責任において学校給食調理場の衛生管理等に関する実態把握に努め、衛生管理上の問題がある場合には速やかに改善措置を図ることとされていること。このため、調理等の委託を行う場合には、以下の点に留意する必要があること。

1. あらかじめ委託契約書において、受託者が基づくべき法令や基準等（学校給食法や学校給食衛生管理基準、学校設置者が独自に策定されたマニュアル等）を具体的に明記すること等により、衛生管理の徹底を図る必要があること。
2. 学校給食調理場における衛生管理体制の在り方等についても検討し、委託契約書において明記すること等により、日常的な衛生管理や必要な改善等を担保すること。
3. 学校設置者において運営改善のために必要な措置がとれるよう、あらかじめ委託契約書において、学校設置者が必要と認めた場合、資料の提出を求めることや立入検査ができること等、必要な事項を規定しておくこと。
4. 契約締結後においても、学校設置者において、定期的に、学校給食調理場において契約に基づく管理運営がなされているかの実態把握や必要な改善措置を図るなど、学校設置者自らの責任において衛生管理の徹底を図る必要があること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係

TEL : 03-5253-4111 (内線 2694、3380)

◎学校給食法（抄）

（学校給食衛生管理基準）

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

- 2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。
- 3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

◎学校給食衛生管理基準（抄）

第1 総則

- 1 学校給食を実施する都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）、附属学校を設置する国立大学法人及び私立学校の設置者（以下「教育委員会等」という。）は、自らの責任において、必要に応じて、保健所の協力、助言及び援助（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に定める食品衛生監視員による監視指導を含む。）を受けつつ、HACCP（コーデックス委員会（国連食糧農業機関／世界保健機関合同食品規格委員会）総会において採択された「危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドライン」に規定されたHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析・重要管理点）をいう。）の考え方に基づき単独調理場、共同調理場（調理等の委託を行う場合を含む。以下「学校給食調理場」という。）並びに共同調理場の受配校の施設及び設備、食品の取扱い、調理作業、衛生管理体制等について実態把握に努め、衛生管理上の問題がある場合には、学校医又は学校薬剤師の協力を得て速やかに改善措置を図ること。